

民事再生

不況下の定着

佐藤彰一（法政大学法科大学院教授・弁護士）

はじめに

倒産事件が激増している。出口の見えない経済不況の中、個人も企業も疲弊を強めている結果である。裁判所の倒産手続は、現在では、会社更生、特別清算、民事再生、破産の4つに区分けされるが（会社整理は、その実質的意味を失っているので除外）、平成13年から14年にかけて、新受の動きをみると、破産は平成13年に前年比16%増の17万件弱の申立をみたが、14年はさらに急ピッチで増加しており、すでに20万件を突破している。特別清算は平成13年が335件の新受があり、14年もこのペースである。一時、事件が減少していた会社更生も13年に47件の申立があり、14年はこれまでの最高であった平成10年の88件を上回り100件を越す勢いである。民事再生は、通常再生が平成13年がこれもやはり前年を上回る1110件の申立があり、14年もほぼこのペースである。個人再生は平成13年が6210件、14年はこれを上回る申立がある。全体として、特別清算と民事再生が高い水準で事件数の落ち着きをみせ、破産と会社更生が急ピッチで増加している。

こうした大量の事件を前に、東京地裁でみせている傾向は、スケジュール管理の強化であり、弁護士依存の高まりである。申立代理人と監督委員・管財人の弁護士のやりとりがスケジュール通りに進行しているか否かを、見守っているのが裁判所の役割といった観がある。この傾向は今後も続くであろうし、全国に広がるであろう。

そうした全体傾向の中で民事再生法は、その施行から2年を経過し、名実ともに再建型倒産処理法の基本法たる地位を獲得したと言われている（園尾隆司「民事再生手続と再生計画の実情と課題」NBL736号8-31p(2002)）。その根拠は、事件数の高い水準での落ち着きと再建数の多さである。旧法である和議法の比較において利用の高さは文字通り桁違いである。今年度内に国会で成立が予定されている新会社更生法の利用の如何をみる必要はあるが、それでも会社更生が1万件近くの事件数（個人再生を含めた民事再生）を扱うことは考えにくく、再建型倒産処理としては、おそらく民事再生法がその主役を維持しつつけるであろう。

ところで、民事再生は、その評価にも微妙な変化が見られる。本稿では、そうした最近の変化に注意を払いながら、民事再生手続の様子を垣間みることにしたい。

一 民事再生の選択

(1) 意義

1999年12月に成立し2000年4月1日より施行した民事再生法は、旧法である和議のもつ債務者主導の簡易な手続としての性格を基本的には維持しつつも、和議のもつ欠陥をできる限り

是正する形で新たに創設された、再建型の一般手続としての民事再生手続に関する基本法である。債務者側にとっては申立要件が厳しく、担保権者などへの手当てがなく再生のための力が弱い、債権者側からみれば債務者主導で手続が進められ履行の確保もなく、和議法ではなく「詐欺法」であるとの陰口もきかれたところである。これを、中小企業や個人事業者などに再建しやすい法的枠組みを提供し、債権者などの利害関係人にとって公平かつ透明で、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な再建型倒産手続を創設することを目的として立法作業が開始された法律が民事再生である。しかし、当初成立した民事再生法は、従来の和議のもつ様々な欠陥克服のため、再生手続の様々な局面で規定の整備を入念に行った結果、中小企業や個人事業者向けの利用しやすい再建型手続を目指すという当初の立法方針に反して、大企業でも利用できるやや重たい手続に仕上がってしまった(例えば、資本構成の変更手続の導入など)。そこで、2000年11月に、「民事再生法等の一部を改正する法律」(平成12年法律128号)が成立し、民事再生手続の中に、新たに零細な個人事業者やサラリーマンのような個人債務者のための再生手続の特則が設けられた。このいわゆる個人再生手続は、2001年4月より施行されている。

なお、民事再生法の施行に伴い、従来の和議法は廃止されたが、その他の企業倒産処理手続である商法上の会社整理については、民事再生法が施行されれば利用のニーズはなくなるとして、これを廃止すべきであるとの意見もあったが、保険業法上の保険会社の破綻処理手続(保険業法241条以下。金融庁の指揮の下に行政手続として行われる)や商法上の特別清算に会社整理の規定が準用されていることとの関係で、直ちに廃止することにはせず、その存廃は今後の会社整理手続の利用状況なども見ながらさらに検討するものとされている。実際には廃止されるであろう。

(2) 利用対象者 民事再生手続の利用対象者は、法律上、特に限定されていないので、有限会社など株式会社以外の会社はもとより、学校法人、医療法人などの特殊な法人や個人事業者も利用可能である(民再1条参照)。最近の東京地裁の実情報告では、再生債務者の属性は多様性に飛んでおり、このことを裏付けている。座談会「民事再生手続の実情」NBL716号7p以下(2002)

(3) 手続の開始 民事再生手続は、裁判所の再生手続開始決定によって開始するが(民再33条)、この手続は、破産原因たる事実(支払不能と債務超過)が生ずるおそれがあるとき、または、債務者が事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときのいずれかの原因があるときに開始される。この手続開始原因は、従来の和議手続に比べて大幅に緩和されており、経済的破綻に至っていない企業でも、早めに再生手続の利用ができるよう配慮されている。

申立の実情は、債務者によって申立られるのが普通である。

制度上は、この手続開始原因があるときには、債権者も再生手続の申立てをすることができる(同21条)。しかし、ひとたび倒産した会社が再建され、再生計画に従って債務の弁済を

続けていくことができるかどうかは経営者の再建への意欲と経営改善に向けての努力に負うところが大きいので、債務者自身による申立てが一般的となろう。

(4) 会社更生とのすみわけ

申立当事者は、東京地裁の最近の報告でも、やはり実質的にはすべてが債務者申立であり、債権者側申立の場合は、むしろ会社更生申立が選択されるようである。債権者側が、会社更生申立を選考する理由は、経営者の排除にあることは周知の事実である。

前述のように、民事再生は、立法当初の予定よりも大きな手続となり、一部上場企業も申立をするような大きな手続法となった。そのことから会社更生法との棲み分けをどうとるかが、関係者の間で論議されている。この点は、会社の規模が問題なのではなく、債務者と債権者の間の再建にとりくむ姿勢のあり方が大きく左右している。担保権者も含む債権者の協力が取りやすい事件は、債務者申立による民事再生、そうでない事件で再建をはかる場合には債権者申立で会社更生という方向が徐々に見えているようである。もっとも、東京と大阪とでやや事情も異なるようである（それぞれの所轄の部が異なる）。

(5) 共同再生

民事再生事件は、会社の主たる営業所または普通裁判籍所在地(個人の場合は住所地)の地方裁判所の専属管轄であるが(同5条1項)、親子会社のいずれか、または会社とその代表者のいずれかについて再生事件が係属している場合には、他方もすでに再生事件が係属している裁判所に自らの再生手続開始の申立てをすることができる(同条3項・4項)。昨今、この規定を利用し、申立直前に会社住所を東京に移転することによって、関連会社の手続をすべてを東京地裁に集める申立が見られる。東京の方が、手続がはっきりしており申立代理人にとって見通しが立てやすいからであろう。

またこの規定による、同一の裁判所で会社の事業と代表取締役個人の双方の再生申立も多いようである。ただ、この場合に、代表者については、再生計画が否決されることが比較的多いと報告されている。これは債権者側からみれば、会社は再生させても、代表者個人にたいしては個人的な不信感をぬぐいきれないという側面が強いからであろう。この点は、後述のように監督委員がかならず設置される東京地裁の場合でいえば、事業の再生手続と同時に進行する手続で財産隠しなどは不可能であるから、再生手続に対する信頼感が浸透していくにつれ徐々に変化が期待されるところである。そのような弁護士層のマンパワーが期待できない地方の場合には別の手当てが必要かもしれない。

二 手続について

(1) 手続機関

再生手続では、基本的には、債務者(再生債務者と呼ばれる)自身が業務の遂行および財産の管理処分を継続しながら事業の再建をめざす、いわゆる DIP型(自力再建型)が原則とされている(民再38条1項)。周知のように、アメリカ連邦倒産法第11章の再建手続(Reorganization)で

は、会社の経営者が、「占有(継続)債務者」(Debtor in Possession , DIP)として会社の再建にあたるのが原則であるが、わが国の再生手続も、アメリカの第11章手続と同様に、DIP型を原則としている。しかし、実際の再生事件では、純粹のDIP型が行われることは少なく、後述の保全処分の発令と同時に(またはその直後に)監督委員による監督を命ずる監督命令が裁判所によって発令され(同54条以下)、監督委員の監督の下で再生債務者が事業の再建を図る後見型が一般的となっている。東京地裁では全件につき監督委員をつけている。

また、さらに、再生債務者が法人の場合で、現経営者にそのまま手続を遂行させることが不適切な場合に、例外的に利用される再生方法として、管理型、すなわち、開始決定前に保全管理命令を発令する(同79条)とともに、開始決定後にはさらに管理命令を発令して、保全管理人および管財人に再生債務者の業務遂行・財産の管理処分を委ね、それらの者の下で事業の再建をめざす方法(管理型)も制度上は用意されている(同64条以下)。

(2) 否認権・保全処分

<否認権> 再生手続には、総債権者の保護ないし利害関係人間の公平確保の観点から、手続開始の直前・直後に債務者自身が行った詐害行為や偏頗行為を否認できる制度が導入されたが(民再127条以下)、否認権を行使するのも、再生債務者ではなく、監督委員(DIP型および後見型の場合)または管財人(管理型の場合)である(同135条)。否認権の行使が債権者の利益になるにもかかわらず、再生債務者が否認権の行使を怠ることを危惧したためである。

もっとも否認権の行使は、実際例としてはほとんどない。これは関係者の怠慢ではなく、スケジュール進行が早い再生手続の場合、否認権の行使をしている暇がないこと、否認権の行使が予定されるような、債務者・債権者の関係状態では、再生手続の利用がそもそも不適切であることなどによる。

<保全処分等> 再生手続開始の申立てがなされると、まず最初に、円滑な手続遂行と事業・財産の保全をはかる趣旨で、債務者の業務および財産に関して、仮差押え・仮処分その他必要な保全処分(特に、弁済禁止禁止の保全処分)が発令されるのが通例であるが(民再30条)、この段階からすでに第三者機関を手続に関与させた方が適切な場合には、監督命令(監督委員による監督を命ずる処分)や調査命令(調査委員による調査を命ずる処分)、さらには保全管理命令(保全管理人による管理を命ずる処分)が必要に応じて発令される(同54条、62条、79条)。また、既に係属している 破産、会社整理、特別清算手続や、再生債権に基づく強制執行や仮差押え・仮処分、 会社財産に関する訴訟手続などを中止する命令も発令される(同26条)。さらに、以上の中止命令だけでは再生手続の目的を達成できないおそれがあると認められる特別の事情があるときは、 事前に再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行・仮差押え・仮処分などを包括的に禁止する包括的禁止命令が事前に発令されることもある(同27条)。ただ、この包括的禁止命令の発令は、全国規模で事業が展開されている企業のような、個別の強制執行・仮差押え禁止の保全処分の発令を求めていたのでは、その

ための費用・労力が過大な負担となってしまうような場合に限られよう。加えて、後述のように、民事再生手続では、担保権の行使は原則として自由であるが、再生債務者の事業の再建上必要と認められるときは、手続開始前であっても担保権の実行を一時的に中止できることも認められている(同31条)。

このように、再生手続では、従来の和議と比べて、手続開始前の段階での債務者の事業や財産の保全のための制度が大幅に強化されているのが特徴である。もっとも、保全処分などの申立ての濫用を防止するため、保全処分、その他の中止命令、包括的禁止命令、担保権の実行中止命令、監督命令または保全管理命令の発令後は、裁判所の許可を得なければ、再生手続開始の申立てを取り下げることができないことになっている(民再32条)。これは和議法当時の反省から来ている。

(3) 手続利用は容易になったが、再生を請け負うものではない

また、立法当初は、申立と同時にすべての関連手続をストップする、いわゆるオートマテイクステイの導入が論議されたが、手続進行がスケジュール化され、申立から開始決定まで東京地裁の場合10日前後なので、比較的簡単に開始までの保全処分が発令されるようである。このように保全処分が簡単に発令されえ、取り下げが許されないことは、申立債務者にも覚悟を必要とする。和議法時の批判として、弁済禁止の保全処分を獲得して支払を延ばし、少し息をついてから取り下げる債務者があとをたたない点が指摘されていたが、その余地がなくなっているのである。発令後、再生の見通しが立たない場合は、東京地裁の場合は法人事例については例外なく職権破産を宣告している。つまりいったん申立た以上は、再生か破産かという選択肢しか残されていないのである。

これは再生の見通しのある企業を早期に手続に乗せ、その見通しがなければ、清算するというビルトアンドスクラップの発想からすれば、あたりまえ手続運用であり支持されてよい。民事再生を申立にも関わらず、再生されずに破産に回る点を捉えて手続の本来の趣旨から外れて努力がたりないのでないかとか、民事再生法も限界があるのではないかと批判が、最近登場しているようであるが、これは批判する側が再建型手続を誤解しているとしかいいようがない。再建型手続は手続的に努力してみる場を保障するものであって、裁判所が再建を保障するものではない。そして、手続の中で再建の努力を行うのは、債務者自身なのである。また結果的に破産に回ったとしても、その過程で、かなりの回収や整理が行われていることが多く、最初から破産に回るよりも債権者にとって望ましい結果をもたらしていることも多い。再建計画の認可率だけを取り上げて、民事再生の効用を論じるのは皮相的にすぎるといえよう。

三 債権者について

(1) 再生債権

再生手続において、再生債務者は、債権者に対して公平かつ誠実に会社業務の遂行および財産の管理処分を行う義務を負うとされており(民事再生38条2項)、手続上、従来の債務者

とは人格的に別個の「第三者」として扱われている(再生債務者の第三者性)。そのため、一般債権者が債務者に対して有する手続開始前の財産上の請求権は、すべて再生債権として凍結され、以後、再生手続によらなければ、再生債権について弁済その他これを消滅させる行為をすることはできない(同84条・85条)。また、相殺権者も、再生手続外での権利行使こそ認められるものの、債権届出期間満了後はこれが許されず、再生債務者等からの反対債権の履行請求を拒むことができなくなる(同92条)。さらに、再生債務者が手続開始前に自ら締結した契約であっても、事業の再建にとって不都合ないし不利益と判断される未履行の双務契約については、手続開始後に再生債務者等において一方的に契約を解除することが許されている(同49条)。

再生手続開始決定がなされると、再生債権者(民再84条)は再生手続によらなければその権利行使ができないので(同85条1項。もっとも、同条2項・5項参照)、開始決定と同時に定められた債権届出期間内に債権の届出をしなければならない(同94条)。他方、再生債務者等は、届出債権の一覧表と議決権についての認否書を作成して、裁判所に提出しなければならない(同101条)。

裁判所による再生債権の調査は、再生債務者等が作成した認否書と書面による異議に基づいて行われる(民再100条)。再生債権者および再生債務者(管財人選任事件の場合)は、一般調査期間内に、裁判所に対して、認否書の内容について書面で異議を述べることができる(同102条)一方、債権調査において再生債務者が認め、かつ、債権調査期間内に他の再生債権者から異議がなかった再生債権については、その内容および議決権の額はそのまま確定する(同104条1項)。裁判所書記官は、かかる債権調査の結果に基づいて、再生債権者表を作成しなければならないが、再生債権者表の記載は、再生債権者全員との関係で確定判決と同一の効力を有する(同条2項・3項)。

届出債権のうち、無名義の再生債権に対して債務者が認めずまたは届出再生債権者が異議を述べた場合には、異議を述べられた再生債権者は、異議者等を相手方として、裁判所に再生債権の査定の申立てをすることができる(民再105条)。従って、再生手続では、破産や会社更生のような債権確定訴訟は予定されていない。この再生債権の査定の裁判に不服のある者は、さらに査定の裁判に対する異議の訴えを提起することができる(同106条)。これに対して、有名義の再生債権に対して異議等が述べられた場合には、異議者は、再生債務者がすることのできる訴訟手続(たとえば、確定判決に対しては再審の訴え、終局判決に対しては上訴など)によってしか異議を主張できない(同109条)。これは、破産・会社更生の場合と同様に、有名義の再生債権者が手続外で有する有利な地位を考慮したものである。そして、以上の手続を経て確定した再生債権については、再生債権者全員に対して、確定判決と同一の効力が与えられている(同111条)。

(2) 担保権の取扱い

再生債務者の特定財産上の担保権者は、別除権者として、再生手続によらないで担保権

の行使をすることができる(民再53条)。また、担保権者は、別除権の行使によって弁済を受けられない不足額に限り、再生債権者として再生手続内で弁済を受けることができる(同88条本文・182条本文。不足額責任主義)。もっとも、担保物件の価値の下落が著しく、不動産競売の手続がスムーズに進行しない場合には、不足額が早期に確定しないことが予想される。そこで、この場合には、別除権者の有する再生債権のうちで、別除権で担保されない部分がいくらであるかを、別除権者と再生債務者等との間で合意により確定できるとされている(同88条但書)。また、後述のように、再生計画の中で、別除権者の弁済不足額に対しては適確な措置が採られる(同160条1項)。

しかし、再生手続では、他方で、担保権が実行されると、再生債務者の事業の再建に支障が生じる場合など、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認められるときには、裁判所は、手続開始の前後を問わず、競売申立人の意見を聴いた上で、相当の期間を定めて担保権(別除権)の実行としての競売の中止を命じることができる(同31条)。従来の和議手続では解釈上疑義のあった点を明確にしたものである。ただ、担保権の実行が停止されると、担保権者には損害が発生するおそれがあるため、どのような場合に中止命令が発令されるのか、また、中止命令が発令された場合に、担保権者にどのような保護を与えるべきかが、今後、大きな問題となろう。東京地裁では、不動産競売については濫用的でなければ発令し、物上代位による差押に対しては発令していないという。

(3) 担保権消滅請求

さらに、再生手続では、担保権の目的財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産の上に存するすべての担保権を消滅させることについて許可の申立てをすることができる(民再148条以下)。この担保権消滅請求制度は、担保権者の意思に反してでも再生債務者の事業の継続に不可欠な物件上の担保権を強制的に消除することを可能にする強力な制度であり、これまでの会社更生にも存在しない画期的なスキームである。この担保権消滅請求制度が導入される過程では、この制度が、担保権の不可分性(担保権者は債権の全額の弁済を受けるまで目的物の全部についてその権利を行うことができるという性質)に反するのではないかが議論となった。しかし、わが国の担保制度の母国であるフランスでは、倒産手続の中で債務者が目的物の価額を提供して担保権を消滅させる制度は必ずしも担保権の不可分性を侵害するものではないと解されており、この点については、わが国でも同様と解される。

担保権消滅請求は、民事再生の目玉としていわば鳴り物入りで導入されたものであるが、実際に使われることは少ない。これはこの手続が不要であるということではなくて、こうしたスキームのもとに債務者と担保権者とが交渉するときに重要な意味をもっている。請求が立てられるのは、ようするに交渉における支払価格の折り合いが付かないということなのであるが、実際に争われた東京地裁の事例では、債権者側の主張価格で評価がでているという。

日本不動産鑑定協会が平成12年に発行した「民事再生法にかかる不動産評価の留意事項について」と題するパンフレットによれば、再生規則79条の処分価格と収益価格は、ともに「早期売却市場」を前提にして評価することを示唆しているが、その場合でもやはり収益を上げることが前提にした不動産評価は、単純な清算価値とはことなるということであろうか。

四 再生計画ほか

(1) 再生計画

再生債務者の事業の再建は、原則として債務者自身が作成した「再生計画」と呼ばれる再建計画に従って行われるが、ただ、再生債務者たる株式会社が債務超過の場合で、計画認可まで待っていたのでは営業・事業の価値の劣化が著しいため、事業の維持・継続に支障が生じるおそれがある場合には、例外的に、手続開始後、再生計画によることなく、かつ、株主総会の特別決議(商245条1項参照)を経ないで、裁判所の許可だけで第三者に営業譲渡を行うこともできる(民再42条、43条)。

再生計画案は、従来の和議とは異なり、債権届出期間満了後の裁判所の定める期間内に提出すればよい(民再163条)。再生計画案には、絶対的必要的記載事項として、再生債権の権利変更に関する条項と、共益債権および一般優先債権の弁済に関する条項が必ず記載されなければならない(同154条1項)。また、民事再生法所定の事由が発生する場合には、必ず記載しなければならない相対的必要的記載事項として、債権者委員会の費用負担に関する条項、第三者による債務の負担および担保の提供に関する条項、未確定の再生債権に関する条項、別除権の弁済不足額に対する適確な措置に関する条項が記載される(同154条2項、158条、159条、160条1項)。さらに、任意的記載事項として、たとえば、資本構成の変更を行う場合にはそれに関する条項が記載されたり(同154条3項)、根抵当権の極度額超過部分の仮払いに関する条項なども記載されることがある(160条2項)。

再生計画による権利変更の内容は、再生債権者間では平等でなければならない(民再155条1項本文)。ただ、ここにいう平等は実質的平等を意味するので、少額債権や劣後的な扱いがふさわしい債権(同84条2項)について合理的な差等を設けても衡平を害さない場合には、再生計画の中で別段の定めをすることも許されている(同155条1項但書)。なお、再生計画による債務の分割弁済は、最長10年以内が原則であるが、特別の事情がある場合には、それより長い弁済期間を定めることもできる(同条2項)。

株式会社たる再生債務者が再建のための支援を得やすくするためには、適切な減資をして既存の株主の地位を圧縮し株主としての責任をとらせるとともに、新たな出資者に対して新株を発行する必要がある場合もある。そこで、会社が債務超過の場合には、株主総会の特別決議(商342条参照)を経ないで、再生計画に基づいて減資や発行株式総数についての定款変更を行うことも許されている(民再154条3項、166条1項)。現実に100%原資を計画に盛り込む例が増えており、東京地裁でも年に数10件存在する。

再生計画案が裁判所に提出されると、裁判所は、書面による決議に付する場合(民再172条参照)、および、提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないことを理由に再生手続を廃止する場合(同191条2号参照)を除き、再生計画案について決議をするために債権者集会を開催する(同171条1項)。再生計画案は、債権者集会または書面決議において、出席(投票)債権者の過半数で、総債権額の2分の1以上の債権者の同意があると可決される(同171条4項)。和議では、総債権額の4分の3以上の債権者の同意が必要であったが(和49条・破306条)、再生手続では可決要件が大幅に緩和されている。そして、再生計画案が債権者の決議で可決されると、裁判所は、不認可事由がない限り、直ちに再生計画を認可する(民再174条)。

(2) 手続の終結と再生計画の履行確保

再生計画認可決定が確定すると、監督委員や管財人が選任されていない場合には、直ちに再生手続終結決定がなされる(民再188条1項)。従って、この場合には、債務者自身が以後再生計画に従って事業の再生や債務の分割弁済などを行っていくことになるが、前述のように、再生計画の履行確保のために、債権者委員会が計画の遂行過程に関与することもある(同154条2項参照)。これに対し、監督委員が選任されている場合は、再生計画が遂行されるまで、または認可決定確定後3年が経過するまで、再生手続は終結しない(同188条2項)。また、管財人が選任されている場合には、再生計画が遂行されるまで、または再生計画が遂行されることが確実であると認められるに至るまで、再生手続は終結しない(同188条3項)。これらは、従来の和議に対する債権者側の最大の不満が、和議条件の履行確保の保障がなかった点に向けられていた点を配慮したものである。

また、再生計画の認可決定確定後の計画の履行監督の手段としては、再生計画の取消し(民再189条)と、再生手続の廃止およびその場合の職権による破産宣告(同16条)がある。再生計画の取消しは、再生債権者の申立てによりなされる。従来の和議法の下では、総債権額の4分の3以上の債権者の申立てがなければ不履行による和議の取消しができなかったが(和64条1項・破332条1項)、債権者による監督機能を強化するため、総債権額の10分の1以上の再生債権者の申立てによって、再生計画の取消しができることになった(民再189条3項)。また、再生計画の遂行の見込みがなくなった場合には、監督委員もしくは管財人の申立てによりまたは職権で再生手続廃止の決定がなされ(同194条)、続いて職権で破産宣告がなされる(同16条)。もっとも、再生計画認可決定が確定すると、再生債権者表の記載は確定判決と同一の効力を有するので、再生債権者は、再生計画の不履行があったときには、右債権者表に基づいて再生債務者およびその再生のために債務を負った者に対して、自らの分割弁済額について強制執行をすることができる(同180条2項・3項)。

(3) 役員に対する責任追及

民事再生法は、債務者会社の取締役・監査役などが、会社に対して善管注意義務・忠実義務違反その他の不法行為により損害賠償責任を負っている場合に、簡易・迅速な手続でそれらの者に対する損害賠償責任の追及ができるように、役員財産に対する保全処分(民再142条)

と損害賠償請求権の査定(同143条)の制度を導入した。これらの制度は、現在の会社整理にも備わっているが、商法には、それらの保全処分や査定の申立権者についての明文の規定がないため(商386条1項8号・9号参照)、その実効性に問題があった。そこで、民事再生法は、再生債務者等が申立てをしない場合には、再生債務者に代わって、再生債権者も保全処分や損害賠償請求権の査定の申立てができることにして(民再142条3項、143条2項)、役員に対する責任追及の実を挙げることができるよう配慮している。なお、損害賠償の査定の裁判に対して不服のある者は、その送達を受けた日から一ヶ月以内に、異議の訴えを再生裁判所に提起することができる(同144条)。

この手続も現実に使用されるのは東京地裁にあっても年数件という数であるが、制度があるということの緊張効果がある。申立にあたって債務者側が真剣になるのである。